



省エネ化支援

三重県内の
事業者様限定

自社の事務所・工場の省エネ診断をしてみませんか



支援対象企業の要件

以下①②のいずれかに該当する事業者

- ① 中小企業者(右表の各区分において、**A**又は**B**のいずれかの条件に該当する法人・個人事業主)
- ② 会社法上の会社に該当しないもので、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500KL未満の事業所

区分(業種等)	A. 資本金の額 又は出資の総額	B. 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下



費用

診断プラン	要件 (以下①~②または①~③のいずれかに該当すること)	費用(税抜)
①50KL診断	①エネルギー使用量:50KL以下(原油換算) ②延床面積:200㎡以下	6,640円
②300KL診断	①エネルギー使用量:50KL超~300KL以下(原油換算) ②延床面積:200㎡超~1,000㎡以下	13,280円
③1,500KL診断	①エネルギー使用量:300KL超~1,500KL以下(原油換算) ②延床面積:1,000㎡超~2,000㎡以下 ③建屋:2棟以上または4階建て以上	18,260円
④3,000KL診断	①エネルギー使用量:1,500KL超~3,000KL以下(原油換算) ②延床面積が2,000㎡超~5,000㎡以下 ③建屋:3棟以上または7階建て以上	23,240円
⑤カスタム診断 (個社に合わせて見積)	①エネルギー使用量:3,000KL超(原油換算) ②延床面積:5,000㎡超 ③建屋:4棟以上または10階建て以上	総額の1割
伴走支援	要件	費用(税抜)
カスタム伴走支援 (個社に合わせて見積)	過去に省エネ診断を受けたことがある事業者	総額の1割

■ 診断/支援の流れ

- ・ 申込⇒ヒアリング⇒契約⇒診断/伴走支援⇒報告会

■ お申込み方法

- ・ 次ページの「省エネ診断・省エネ伴走支援申込書」を記載の上、chosa@hri105.jpまで送付。
(申込書はPDFですが、そのまま入力できます。)
- ・ 件名は「省エネ化支援 申込み」と記載。

【留意事項】

- ❑ 本事業は、**事業所全体を対象**としております。**個別設備のみの診断は受け付けておりません。**
- ❑ 診断・伴走支援前に**年間のエネルギー使用量の把握が必要**です。
- ❑ 予定数に達した場合は募集を停止する場合がございます。

省エネ診断・省エネ伴走支援申込書

事業者情報入力					
企業情報 (申請者)					
会社名					
業種 (大分類)					
業種 (分類項目名)					
本社所在地					
郵便番号		住所 (都道府県)			
住所 (都道府県以下)					
建物名					
実施場所					
郵便番号		住所 (都道府県)			
住所 (都道府県以下)					
建物名		事業所名			
設備一覧 ※実施場所の事業所にある全ての設備をご選択ください。					
設備一覧	空調設備		照明設備		ボイラ・給湯器
	工業炉		受変電設備		冷凍冷蔵設備
	コンプレッサ		生産設備		給排水・排水処理
	デマンド		その他設備		
担当者情報					
担当者名					
担当者名(カナ)					
お電話番号					
メールアドレス (※)					
※ドメイン拒否設定になっていないメールアドレスを入力してください。					
省エネお助け隊の省エネ診断または省エネ伴走支援への申し込みについて					
希望する省エネお助け隊					
申込のきっかけ					
※上記「申込のきっかけ」で6)、7)、8)を選択した方は紹介者(団体名等)を記載してください。 10) その他を選択した方は、具体的な内容を記載してください。					
ご要望・ご相談					
各種ご確認事項					
以下のいずれかの条件を満たすことをご確認いただき、チェックをつけてください。					
中小企業基本法に定める中小企業者 (「省エネお助け隊が実施する省エネ診断及び省エネ伴走支援の申し込みに関する同意事項」の【1. 支援対象者の事業所の要件】に記載の③(ア)～(エ)のいずれかの条件に該当する法人・個人事業主)					
会社法上の会社に該当しない事業者で、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kI未満の事業所					
上記の内容で間違いのないことを宣誓します。					
「省エネお助け隊が実施する省エネ診断及び省エネ伴走支援の申し込みに関する同意事項」及び「個人情報の取得と利用について」					
「省エネお助け隊が実施する省エネ診断及び省エネ伴走支援の申し込みに関する同意事項」及び「個人情報の取得と利用について」の内容について同意します。					

省エネお助け隊が実施する
省エネ診断及び省エネ伴走支援の申し込みに関する同意事項

本同意事項は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が執行する「令和6年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化取組支援事業）」（以下、「本補助事業」という。）で、S I I から交付決定を受けた事業者（以下、「省エネお助け隊」という。）が提供する、工場・ビル等におけるエネルギー管理状況の診断、及び運用改善や設備投資の提案等を行うサービス（以下、「省エネ診断」という。）、及び省エネ診断にて明確になった省エネルギー等に関する課題や提案等を実行に移すための省エネ取組支援サービス（以下、「省エネ伴走支援」という。）に申し込むにあたり、支援対象者が同意すべき事項を定めたものである。

支援対象者は、省エネお助け隊が提供する省エネ診断及び省エネ伴走支援に申し込む場合、以下の同意事項へ同意するものとする。

1. 支援対象者の事業所の要件

支援対象者は、以下の各号を全て満たしています。

- ① 国内において拠点を有する法人・個人事業主であって、省エネ診断及び省エネ伴走支援を実施する事業所において、現に事業活動を行っています。
- ② 公的資金で支援する支援先として社会通念上適切と認められない者ではありません。
- ③ 以下の（ア）～（エ）に該当する法人・個人事業主（中小企業基本法に定める中小企業者）が所有・利用している事業所です。又は会社法上の会社に該当しない事業者で、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k l未満の事業所です。なお、年間エネルギー使用量を支援対象者が把握していない場合、省エネお助け隊が省エネ診断及び省エネ伴走支援を実施する前に確認を行います。

（ア）製造業、建設業、運輸業、その他の業種の場合、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下

（イ）卸売業の場合、資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下

（ウ）サービス業の場合、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下

（エ）小売業の場合、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下

- ④ ③（ア）～（エ）に該当する中小企業であり、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k l以上の事業所である場合、以下の（ア）～（イ）のいずれかに該当する「みなし大企業」ではないことを、支援対象者の責任においてその旨を宣誓します。なお、上記の事業所に該

当する場合は、S I I が提供する「みなし大企業に該当しないことの宣誓書」を省エネ診断及び省エネ伴走支援の開始前までに省エネお助け隊へ提出します。

(ア) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。

(イ) 省エネ診断及び省エネ伴走支援の申し込み時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

2. 省エネお助け隊による申込拒絶

以下の各号のいずれかに該当すると省エネお助け隊が判断した場合、申し込みを承諾しないことがあることに同意します。

- ① 省エネ診断及び省エネ伴走支援の提供が技術上困難な場合
- ② 省エネ診断及び省エネ伴走支援の料金支払いを現に怠り、又は怠る恐れがある場合
- ③ 支援対象者が本同意事項に違反している場合、又は違反する恐れがあると省エネお助け隊が判断した場合
- ④ 支援対象者が反社会的な団体又は反社会的な団体の構成員である、又はその恐れがあると省エネお助け隊が判断した場合
- ⑤ その他、S I I が定める省エネ診断及び省エネ伴走支援を提供する要件を満たしていないと、省エネお助け隊が判断した場合

3. 省エネ診断及び省エネ伴走支援の報酬と報酬の支払について

省エネお助け隊の省エネ診断及び省エネ伴走支援へ申し込む場合、省エネお助け隊が提示する見積書に記載がある報酬を支払う必要があることを承知しています。報酬の支払に必要な振込手数料は、支援対象者が負担します。

4. 省エネ診断及び省エネ伴走支援への協力

支援対象者は、省エネお助け隊に対し、省エネ診断及び省エネ伴走支援の達成及び効果的な成果の実現のために、以下の協力を行います。

- ① 省エネ診断及び省エネ伴走支援に必要な資料及びデータの提供
- ② 省エネ診断及び省エネ伴走支援時に対応する責任者を任命し、ヒアリング対応及び構内のウォークスルーの誘導
- ③ その他、省エネ診断及び省エネ伴走支援の実施に必要な協力

5. 本補助事業の禁止行為

支援対象者は、本補助事業に参加するにあたり、以下の行為は行いません。また、省エネお助け隊から以下に類する行為があった場合、速やかにS I Iへ報告します。

- ① 省エネお助け隊に対し、キャッシュバックやその他の特別な優遇を求めるような行為。
- ② 本補助事業と関係がない個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動等の営業活動をする行為

6. 反社会的勢力の排除

支援対象者は、以下に定める反社会勢力に該当しないことを確約します。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ② 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本同意事項に同意するものでないこと
- ④ 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていないこと
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- ⑥ 本同意事項に関して、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

7. 省エネ診断及び省エネ伴走支援サービスの停止

支援対象者は、省エネお助け隊が1. から6. の同意事項に反すると判断した場合、何らの催告を要さずに、省エネ診断及び省エネ伴走支援が停止される場合があることを承知しています。

8. 損害賠償等

支援対象者が、本同意事項に反していた場合、本補助事業においてS I Iが省エネお助け隊に支払う補助金が支給されない場合があることを承知しています。その場合、補助金相当額が、省エネお助け隊から支援対象者へ請求される場合があることを承知しています。

9. 調査への協力

支援対象者は、S I Iが実施する省エネ診断及び省エネ伴走支援に関するアンケート等に協力します。また、S I Iが本補助事業の実施状況、本補助事業に係る費用の用途その他必要な事項の確認のため、支援対象者の事務所等に立ち入り、記録・書類等の調査を行うことに同意します。

個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」といいます。）は執行する「令和6年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化取組支援事業）」（以下、「本事業」といいます。）の実施のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、省エネ診断及び省エネ伴走支援の申し込みを希望する中小企業等（以下、「支援対象者」といいます。）は同意するものとします。

S I Iの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

2. 取得する情報

S I Iは、本事業の実施期間に以下の情報を取得します。

- ① 事業者名、法人番号、所在地、担当者名、担当者連絡先、省エネ診断及び省エネ伴走支援の実施場所、年間エネルギー使用量等の情報
- ② 省エネ診断及び省エネ伴走支援を実施する際に省エネお助け隊が得た情報（希望する省エネ診断プラン、省エネ伴走支援プラン、省エネ等に関する課題、所有する設備情報、省エネお助け隊の提案内容、実行状況等）
- ③ その他本事業に必要な情報

なお、支援対象者が、S I Iに提供する上記の情報に、支援対象者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、S I Iへの提供及びS I Iから国等への提供に対し、適切な同意を取得するものとします。

3. 利用目的

S I Iは「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の円滑な実施、国等への報告
- ② お問い合わせ対応
- ③ S I Iの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ 本事業における申請状況の確認、効果分析
- ⑤ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

S I Iは「2.」で取得した情報を、以下の場合及び「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

5. 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに^{*1}提供します。

各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法
国等	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業の申請状況・効果分析 • その他省エネ・省CO2に資する調査・研究等 	2.①②	メール、Webストレージ等
省エネお助け隊	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業の進捗確認、診断及び支援内容の確認等 	2.①②	SIIが提供するWebページへの掲載、メール、Webストレージ等

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1：1で紐づく情報は個人情報として扱う。

※2 「8.」に示す外部委託先は提供先として扱わない。

6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で本事業における実績・成果の公表等を目的として、「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、外部へ提供する場合があります。

提供時には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 外部委託

SIIは「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

9. 開示請求等について

SIIは保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは以下の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認の上、対応いたします。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp